

報道関係者各位

令和4年2月17日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課

課長 安田 博人

課長補佐 瀧本 守

雇用援護係長 橋田 泰弘

電話 088-885-6052

## まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

高知労働局（局長 柳澤 恭仁）は、令和4年2月12日付けで高知県全域が「まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）」に定められたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針に沿った高知県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する店舗等について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用となることをお知らせします。

### 1 助成率及び日額上限額の引き上げについて

	令和4年2月		令和4年3月	
中小企業	4/5(9/10) 11,000円	→ 4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 9,000円	→ 4/5(10/10) 15,000円
大企業	2/3(3/4) 11,000円	→ 4/5(10/10) 15,000円	2/3(3/4) 9,000円	→ 4/5(10/10) 15,000円

注：金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

### 2 特例の対象となる区域及び期間

まん延防止等重点措置を実施すべき区域	まん延防止等重点措置を実施すべき期間	特例の対象となる期間
高知県全域	令和4年2月12日～令和4年3月6日	令和4年2月12日～令和4年3月31日※

※特例の対象となる期間の令和4年4月1日以降の取扱いは、令和4年2月末までに公表予定です。

### 3 対象となる休業等

特例の対象となる区域内（高知県全域）で事業を行う飲食店等の事業主が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、又は酒類の提供の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

注：施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者により雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含まれます。

### 4 留意事項

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

注：今回の指定については近日中にホームページ改修の予定です。

### 5 お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間9：00～21：00（土日・祝日含む）

# 令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

## 業況の再確認



令和3年12月末までに業況特例を利用している(=業況の確認を既に行った)事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、**売上等の書類の再提出が必要になります。**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年3月31日**まで以下の通りとなります。

## 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年		令和4年	
		5月～12月		1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円	
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円		
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円	
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円		

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

### 解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】  
原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】  
原則的な措置では、**令和3年1月8日以降**の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

## お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

## その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

## 不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



## 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少している事業主**

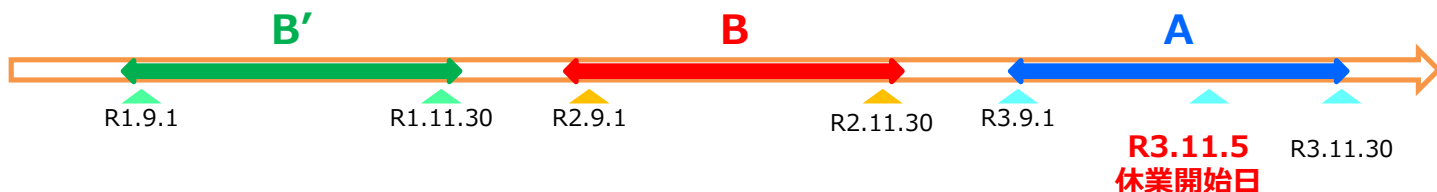
#### （ア）判定基礎期間の初日が**令和3年12月31日以前**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：**令和3年11月5日**から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



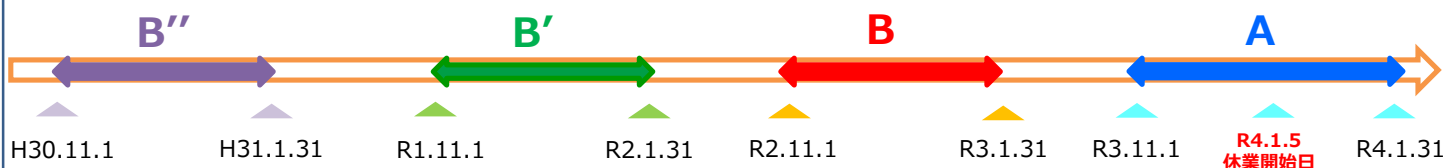
#### （イ）判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以降**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：**令和4年1月5日**から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



**令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。**

## 地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

(1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

(2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

# まん延防止等重点措置

## 措置区域：高知県全域

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う追加の協力要請

期間

令和4年2月12日（土）～3月6日（日）

# 1 飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請

## 営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和4年2月12日（土）～3月6日（日）（23日間）
- 対象施設：「食品衛生法」に基づく「飲食店（喫茶店を含む）」の営業許可を受けている以下の店舗  
飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス、ライブハウス 等  
（宅配・テイクアウトを除く）
- 要請内容：

対象店舗	高知家あんしん会食推進の店「 <b>認証店</b> 」		「 <b>非認証店</b> 」
営業時間	午前5時～午後9時まで	午前5時～午後8時まで	午前5時～午後8時まで
酒類提供	午後8時まで可	行わない	行わない
	「 <b>認証店</b> 」は、上記のどちらかを選択することが可能		

※協力いただいた店舗には協力金を支給

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下としてください。
  - ※1 **同居の家族のみの会食であっても**同一テーブルの会食は**4人以下**としてください。
  - ※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。  
(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

## 2 集客施設等（1,000㎡超）の管理者の皆さまへの協力要請

- 以下の取組を実施するようお願いします。
  - ・ 人と人との間隔を2 m以上は確保できるよう、入場する者の整理等
  - ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
  - ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止
  - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- 対象施設

施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ店 等
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園 等
遊興施設	勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等
サービス業	スーパー銭湯、エステティック業、リラクゼーション業 等

### 3 イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請

- 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
- ① **参加人数5,000人超**のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。  
「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**(注)、かつ収容率の上限を100%とします。 ※「**大声なし**」が前提  
(注) 全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。
- ② **①以外のイベントの人数上限は、5,000人**、かつ収容率の上限を「**大声なし**」は、100%、「**大声あり**(注)」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。  
感染防止策等を記載した「**チェックリスト**」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください(県への提出は不要です)。  
(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「**大声あり**」に該当するものとします。

### 4 県民の皆さまへの協力要請

- **不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く
- 飲食店等に、20時又は21時までの営業時間の短縮を要請しています。  
この要請した時間以降、飲食店には出入りしないようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛してください。